

堺市公報 第134号	令和2年8月28日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課）
	堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○土壌汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について 【環境局環境保全部環境対策課】.....	1
○道路法に基づく府道及び市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】.....	4
○道路法に基づく府道の区域変更について 【建設局土木部路政課】.....	6
<公告>	
○計量法に基づく特定計量器の定期検査の実施について 【市民人権局市民生活部消費生活センター】.....	8
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】.....	9
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】.....	9
<教育委員会規則>	
○堺市教職員の懲戒処分の基準に関する規則の一部を改正する規則 【教育委員会事務局教職員人事部教職員人事課】.....	10
<農業委員会告示>	
○農業委員会総会の招集について 【農業委員会事務局】.....	11

告 示

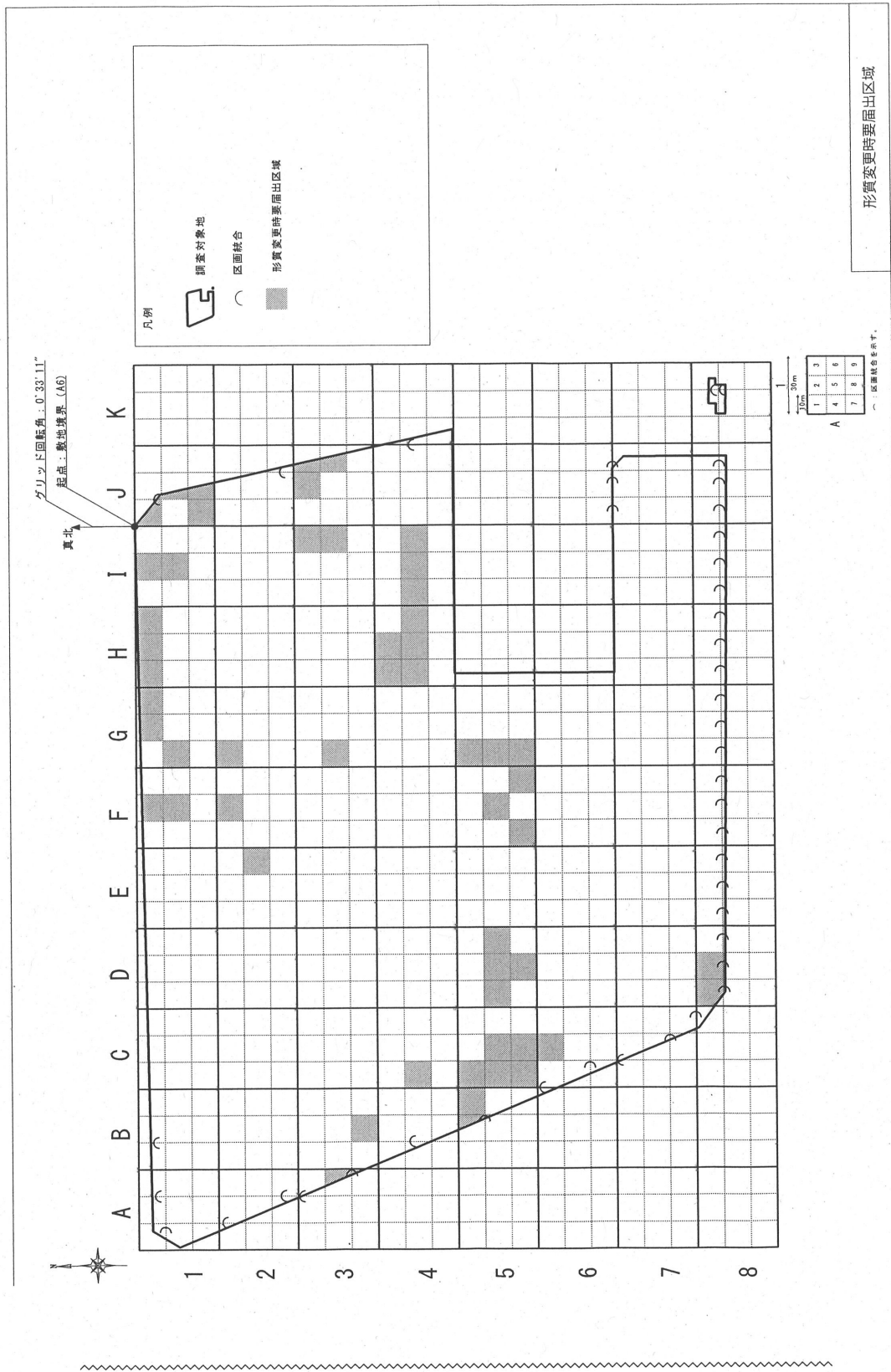
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年8月28日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 指定する形質変更時要届出区域
堺市堺区大浜西町7番の一部（次頁図面参照）

- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物
鉛及びその化合物



堺市告示第313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧
に供する。

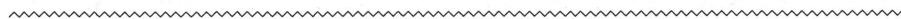
令和2年8月28日

堺市長 永藤英機

- | | |
|---------------|----------|
| 1 道路の種類 | 府道及び市道 |
| 2 路線名 | 別紙調書のとおり |
| 3 敷地の幅員及びその延長 | 別紙調書のとおり |
| 4 供用開始の区間 | 別紙調書のとおり |

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
堺かつらぎ線	西区上野芝町1丁318番5地先	旧	8.15 9.10	40.40	F0061
	西区上野芝町1丁987番4地先	新	8.45 27.00	40.40	
高松1号線	東区高松486番4地先	旧	2.35 3.80	10.03	70108
	東区高松486番4地先	新	3.00 4.00	10.03	



堺市告示第314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和2年8月28日

堺市長 永 藤 英 機

- | | | |
|---|-------------|----------|
| 1 | 道路の種類 | 府道 |
| 2 | 路線名 | 別紙調書のとおり |
| 3 | 敷地の幅員及びその延長 | 別紙調書のとおり |

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
大阪狭山線	東区北野田612番14地先	旧	6.90	596.31	(F0026)
			12.07		
	東区北野田472番1地先	新	6.90	596.31	
			12.07		
東区北野田615番6地先	新	35.00	670.00		
				東区北野田899番地先	

公 告

堺市公告第491号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年8月28日

堺市長 永 藤 英 機

定期検査を行う区域 堺市内全域

対象特定計量器 非自動はかり、分銅及びおもり

定期検査を行わせる指定定期検査機関の名称 一般社団法人大阪府計量協会

実施の期日	実施場所	実施の期日	実施場所
令和2年10月1日	浜寺石津小学校	令和2年10月19日	鳳中学校
令和2年10月2日	美木多小学校	令和2年10月20日	登美丘中学校
令和2年10月4日	金岡北中学校	令和2年10月22日	百舌鳥小学校
令和2年10月5日	百舌鳥小学校	令和2年10月23日	日置荘中学校
令和2年10月6日	熊野小学校	令和2年10月26日	(旧)湊小学校
令和2年10月7日	安井小学校	令和2年10月27日	東陶器小学校
令和2年10月8日	美原中学校	令和2年10月28日	平井中学校
令和2年10月9日	三国丘中学校	令和2年10月30日	鳳小学校
令和2年10月11日	浅香山小学校	令和2年11月2日	錦西小学校
令和2年10月12日	三原台中学校	令和2年11月4日	八田荘西小学校
令和2年10月13日	津久野中学校	令和2年11月5日	新湊小学校
令和2年10月14日	北八下小学校	令和2年11月6日	福泉南中学校
令和2年10月15日	若松台小学校		

備考 定期検査の実施時間は、午前10時から午後3時までとする。

堺市公告第492号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年8月28日

堺市長 永藤英機

- 1 開発区域
堺市東区日置荘北町三丁303番17
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府堺市東区日置荘西町六丁6番2号
有限会社栄和地所
代表取締役 片岡 富信

堺市公告第493号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年8月28日

堺市長 永藤英機

- 1 開発区域
堺市北区中村町1134番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府堺市北区北花田町3丁23番地9 ビラージュ北花田206号

西井 一裕

教育委員会規則

堺市教職員の懲戒処分の基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年8月28日

堺市教育委員会

教育長 中谷省三

堺市教育委員会規則第33号

堺市教職員の懲戒処分の基準に関する規則の一部を改正する規則

堺市教職員の懲戒処分の基準に関する規則（平成29年教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表中第88項を第89項とし、第87項を第88項とし、同表第86項中「第76項」を「第77項」に改め、同項を同表第87項とし、同表中第85項を第86項とし、第69項から第84項までを1項ずつ繰り下げ、同表第68項中「強かん」を「強制性交」に改め、同項を同表第69項とし、同表中第67項を第68項とし、第36項から第66項までを1項ずつ繰り下げ、同表第35項中「第33項」を「第34項」に改め、同項を同表第36項とし、同表中第34項を第35項とし、第31項から第33項までを1項ずつ繰り下げ、同表第30項中「前項」を「第29項」に、「停職」を「免職、停職」に改め、同項を同表第31項とし、同表中

29	他の教職員に対して、職務上の地位、人間関係その他の職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的苦痛若しくは身体的苦痛を与える行為又は職場環境を悪化させる行為を繰り返すこと。	減給又は戒告	を
----	--	--------	---

29	他の教職員に対して、職務における優越的な関係を背景に、業務上必要かつ相当な範囲を超えて、当該他の教職員の就業環境を害する言動をすること。	停職、減給又は戒告	に
30	前項の言動を繰り返すこと。	停職又は減給	

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年9月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の別表の第29項から第31項までの規定は、この規則の施行の日以後の行為に係る地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項に規定する処分（以下単に「処分」という。）について適用し、同日前の行為に係る処分については、なお従前の例による。

農業委員会告示

堺市農業委員会告示第9号

堺市農業委員会総会を招集するので、堺市農業委員会総会規則（昭和38年農業委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年8月28日

堺市農業委員会
会長 檀野隆一

[日時]

令和2年9月3日（木）午後1時30分

[場所]

市役所高層館12階 農業委員室

[付議すべき事項]

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 農地法第4条及び第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 5 その他